

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等の市町村が定める額等を定める規則新旧対照表

現行	改正案
(利用者負担額等) 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(別表において「利用者負担額」という。)は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 満3歳未満保育認定子ども(政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者 同項(政令第5条第2項、<u>第9条</u>、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、政令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として別表に定める基準により算出した額 2・3 (略)	(利用者負担額等) 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額(別表において「利用者負担額」という。)は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 満3歳未満保育認定子ども(政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者 同項(政令第5条第2項、<u>第9条第2項</u>、第11条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、政令第13条第1項及び第14条に定める額を限度として別表に定める基準により算出した額 2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。